

## 評議員・役員及び各委員交通費支払要領

(目的)

第1条 定款にて活動が規定されている評議員、役員及び各委員（以下「役員等」という）の職務を行う為に要する交通費の支払について定める。

(近距離の交通費)

第2条 役員等が職務遂行のために100キロ以内の距離から理事会、評議員会等に参加をした場合には5,000円（総額5,568円、源泉控除後支給額5,000円）を交通費として支給する。

(近距離以外の交通費)

第3条 役員等が職務遂行のために必要な交通費等のうち第2条に該当しない場合は一般職員出張旅費規則の役員の出張の規則を準用する。

運用開始日：2018年8月7日（決裁No 20180800001/20180800007）